

令和4年12月26日

令和4年度第9回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年12月26日（月）

午後1時30分開会～午後3時30分閉会

2. 場 所

グラウンド平成 3階「富士の間」

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 買受適格証明願による農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

報 告 3 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報 告 5 大崎市農地賃借料情報について

議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第53号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 非農地証明願について

議案第56号 大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

4. 協議事項

1) 農政

協議（8） 令和5年大崎市農作業標準賃金について

5. 出席委員(24名)

1番 小 関 芳 樹 委員 2番 櫻 井 正 幸 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員 5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員 7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員 9番 菅 原 ひろみ 委員

11番 中 鉢 守 委員 12番 渋 谷 裕 子 委員

13番 高 橋 英理子 委員 14番 佐々木 俊 通 委員

15番	下 山 信 行	委員	16番	只 埜 和 臣	委員
17番	菅 原 まり子	委員	18番	高 橋 順 子	委員
19番	中 條 泰 洋	委員	20番	菅 原 清 一	委員
21番	小野寺 正 晃	委員	22番	鈴 木 至	委員
23番	佐々木 涉	委員	24番	齋 藤 浩 義	委員
25番	熊 谷 安 正	委員	26番	佐々木 政 直	委員

6. 欠席委員(1名)

10番 横 山 藏 人 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長	千 葉 晃 一	事務局次長	藤 本 将 寛
事務局長補佐	真 田 賢 一	主幹兼係長	北 浦 邦 之
再任主査	門 間 道 浩	主査	堀 越 拓 磨
事務所長	佐々木 賢	主幹兼係長	大 沼 淳 子
主事	千 葉 悠 太	主事	大 森 彬

10. 関係機関等

農林振興課課長補佐 三 浦 伸 一
農林振興課主事 渋 谷 梨 南

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和4年度第9回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、10番横山蔵人委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第9回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。9番菅原ひろみ委員、11番中鉢守委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願ひます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔報告1～5の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対し、確認しておきたいことはございま

せんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 56 号大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての審議のため、市農林振興課の三浦伸一課長補佐，渋谷梨南主事が出席しておりますので、議案第 56 号を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 56 号番号 1 番から 6 番までの 6 案件について、先に審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19 番です。12 月 23 日金曜日午前 9 時より，11 番委員，12 番委員，13 番委員，14 番委員，15 番委員，16 番委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしましたので，調査報告いたします。番号 1 番を 14 番委員，報告をお願いいたします。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 1 番を報告いたします。農振除外がされた後の転用目的は，大型車 28 台，中型車 6 台の駐車場を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地に隣接する農地の一角で，東側が雑種地，その他三方が田でございました。申請地の管理状況は，稲が作付けされた跡がありました。農用地区域から除外された場合の申請地の農地区分は，おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で，原則転用不許可だが，既存施設の拡張であるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

なお、農用地区域から除外につきましては、農振法の要件を満たしているものと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号2番を2番委員，報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号2番を報告いたします。農振除外がされた後の転用目的は，駐車場48台分と大型バス旋回スペースを設置するものです。申請地周辺の状況は，農地に囲まれた一角で，北側が田と宅地，その他三方が田でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農用地区域から除外された場合の申請地の農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

なお，農用地区域からの除外については，農振法の要件を満たしているものと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号3番を15番委員，報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号3番を報告いたします。農振除外がされた後の転用目的は，土場として利用するものです。申請地周辺の状況は，農地と宅地に囲まれた一角で，東側と北側が田，西側が畑と宅地，南側が雑種地でございました。申請地の管理状況は，南側半分に碎石が敷いてあり，北側半分は大豆が作付けされておりました。農用地区域から除外された場合の申請地の農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

なお，農用地区域からの除外につきましては，農振法の要件を満たしているものと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号4番，番号5番を14番委員，報告をお願いいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号4番を報告いたします。農振除外がされた後の転用目的は、住宅1棟、駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、民家と農業施設がある中山間地域の一角で、南側が宅地、その他三方が畑でございました。申請地の管理状況は、牧草が作付けされておりました。農用地区域から除外された場合の申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

なお、農用地区域からの除外については、農振法の要件を満たしているものと思われまます。

続いて、番号5番を報告いたします。農振除外がされた後の転用目的は、住宅1棟、進入路、牛舎の一部、車庫を設置するものです。申請地は、民家と農業用施設がある中山間地域の一角で、位置図右側の農地の周辺の状況は、東側が原野、西側が雑種地、南側と北側が畑でございました。申請地の管理状況は、進入路、車庫、牛舎の一部として利用されておりました。また、位置図左側のL字箇所に関しての周囲の状況は、南側が宅地、その他三方が畑となっておりました。管理状況は、住宅の一部として使用されておりました。農用地区域から除外された場合の申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

なお、農用地区域からの除外については、農振法の要件を満たしているものと思われまます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号6番を16番委員、報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号6番を報告いたします。農振除外がされた後の転用目的は、管理用通路を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が山林、その他三方が田でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農用地区域から除外された場合の申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一

団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、隣接する農地と同一事業の用に供するため、当該事業の目的を達成する上で農地を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えないものであるため、例外的に転用許可できるものでございます。

なお、農用地区域からの除外については、農振法の要件を満たしているものと思われま。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査を報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第56号番号1番から6番までの6件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、6件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第56号番号1番から6番までの6件について承認し、市に答申いたします。

三浦伸一課長補佐、渋谷梨南主事はここで退席されます。

〔三浦伸一課長補佐、渋谷梨南主事 退席〕

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第50号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号250番から294番までの45件のうち、番号288番から294番までの7件は議案第52号番号215番から218番までの4件とそれぞれ関連することから、この7件を議案第52号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第50号番号250番から294番までの45件のうち、議案第52号で併せて審議する番号288番から294番までの7件を除いた、番号

250 番から 287 番までの 38 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 50 号番号 250 番から 287 番までの 38 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。22 番委員。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 250 番、260 番について質問いたします。この 2 案件ですが、だいぶ高額で、条件的にはあまり良いと思えない土地ですが、確実に耕作されるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらの東側の農地を譲受人の方が耕作しております。番号 250 番、260 番ともに、都市計画区域内で用途指定されている土地で、市道に面した場所でもあるため、この価格になったのかと思われます。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員，よろしいでしょうか。

22 番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。番号 262 番についてですが、譲受人の所在から申請地までだいぶ距離がございますが、こちらの営農計画等を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

16 番委員。

16 番（只埜和臣委員）

16 番です。地元委員としてご回答申し上げます。こちらの申請地は、牧草地だ

ったのを水田に戻す予定と聞いております。また、譲受人の所在が離れておりますが、現在、申請地以外でもこの地域内で耕作しておりますので、問題ないものと思われます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいでしょうか。

21番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。23番委員。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号273番から278番までの譲受人は新規就農と記載があります。報告の中で、代表を務める会社とは解約すると報告を受けておりますが、改めて個人として新規就農されるのかを、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらの件についてですが、譲受人が代表を務める会社は3年前に譲渡人と賃貸借契約を結び、営農型太陽光発電設備の事業を行っていた案件でございます。この農地は登記簿上、仮登記でしたが、昨年12月に賃借権を解約し、所有権移転の手続きが行われておりましたことから、今回の申請に至ったものです。新規就農については、譲受人の息子さんと一緒に営農され、この法人が所有する機械を借り受けて耕作していくとの計画内容です。

また、地元の農事組合法人から栽培技術指導を受けながら営農を行うということで申請をいただいております。

議長（佐々木政直会長）

23番委員，よろしいでしょうか。

23番（佐々木渉委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 50 号番号 250 番から 287 番までの 38 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 50 号番号 250 番から 294 番までの 45 件のうち、議案第 52 号で併せて審議する番号 288 番から 294 番までの 7 件を除いた、番号 250 番から 287 番までの 38 件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 51 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 15 番から 17 番までの 3 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは現地調査報告いたします。番号 15 番を 11 番委員、報告をお願いいたします。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。番号 15 番を報告いたします。転用目的は、自宅進入路と水路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側が雑種地、南側は道路を挟んで中学校、北側が山林でした。申請地の状況ですが、すでに自宅進入路、水路は出来上がっておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタール満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水は東側の U 字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。なお、調査会等の検討結果では、すでに自宅進入路と水路が出来上がっているため、何らかの処置が必要ではないか

ということです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 16 番，番号 17 番を 12 番委員，報告をお願いいたします。

12 番（渋谷裕子委員）

12 番です。番号 16 番を報告いたします。転用目的は，農業用物置 4 棟，駐車場 2 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地と山林に囲まれた一角で，東側と西側が畑，南側が宅地，北側が道路を挟んで宅地となっておりました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で，原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については，雨水排水は北側の U 字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号 17 番を報告いたします。転用目的は，アパート 1 棟，駐車場 14 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，四方宅地に囲まれた一角でした。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については，雨水排水は浸透枡を設置し，生活排水は公共下水道を利用することで，問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査を報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第 51 号番号 15 番から 17 番までの 3 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。4 番委員。

4 番（佐藤裕之委員）

4 番です。番号 16 番について質問いたします。位置図を見ますと，すでに何かが建っており，事前着工かと思われれます。いつ建てたものなのかはわかりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらの建物は、農業用施設として使っていたものですが、現在は取り壊してなくなっております。先日の現地調査でもその建物はございませんでした。

議長（佐々木政直会長）

4番委員，よろしいでしょうか。

4番（佐藤裕之委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号15番についてですが、すでに門道として使われていると報告を受けましたが、それに至った経緯等の説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

位置図の1ページを見ていただくと、申請地の北側に居宅がありますが、令和2年に建てたもので、それ以前は昭和33年頃に建てた先代の建物がありました。また、水路については証明する帳簿等はありませんが、昭和59年頃に先代が設置したと伺っております。この門道の部分だけであれば、非農地証明での対応を進めるところでしたが、水路も併せて申請するとのことで、農地法の4条申請での対応となったものでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。先代の方が設置したということですので、私としては顛末書の提出が必要ではと考えます。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、21番委員から、顛末書の提出を求めたらどうか、というご意見でございます。これに関してご意見ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。議案書の備考欄に、工期は許可後から3月31日と記載があり、順

調にいきますと来月には許可が出るかと思われます。自宅進入路、水路はすでに出来上がっていると報告がありましたが、3月31日までに何か追加で工事を予定しているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらの工期の期日については、この件が許可された場合に、転用目的の設備の設置を行うことを仮定して記載いたしました。

議長（佐々木政直会長）

8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。許可後から何の工事するのかを教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

工事はしません。現状のままの状況となります。

議長（佐々木政直会長）

8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

事務局が受付する段階で、すでに工事は終わっております。3月31日までの工期を設ける理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

先ほどの担当からの説明と重複しますが、この案件については、すでに工事が終わっておりますが、便宜上、仮に許可を取ってから工事をすれば、3月31日までかかるということで、記載させていただきました。しかしながら8番委員からご指摘がございましたとおり、既に終わっているという事実が判明しておりますので、今後、同様の案件にかかる記載の仕方については検討していきたいと思っております。

8番（鈴木淳也委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

番号15番に関連して、そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号15番ですが、21番委員がおっしゃるとおり、顛末書の提出を求めてはと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、20番委員から顛末書の提出を求めては、とのご意見があり、21番からも同様のご意見がございました。21番、20番のご意見でご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第51号番号16番、17番の2か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号15番の1か件については、申請者から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第51号番号16番、17番の2か件について意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号15番の1か件については、申請者から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号208番から218番までの11か件と、関連する議案第50号番号288番から294番までの7か件について、併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。
19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号208番，209番を11番委員，報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号208番を報告いたします。転用目的は，居宅1棟，駐車場4台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，北側が畑，その他三方が宅地でございます。申請地の管理状況は，きれいに草刈り管理されておりました。申請地の農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は東側の土側溝に流し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂の流出に関しては，土盛りはせずそのままかと思われまふ。

続きまして，番号209番を報告いたします。転用目的は，宅地分譲4区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，四方宅地でございます。申請地の管理状況は，耕起された後に雑草が生えたような状態で，ほぼ除草管理されておりました。申請地の農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，四方宅地のため問題ないものと見てまいりました。雨水排水は集水枡を設置し，南側の道路側溝へ流し，生活排水は公共下水道を利用するとのこと。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号210番を16番委員，報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

番号210番を報告いたします。転用目的は，居宅1棟，駐車場2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，住宅地内の農地の一角で，西側が宅地，その

他三方が田でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。申請地の農地区分は、おおむね 300 メートル以内に市役所総合支所が存在する第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は南側の U 字溝に排水し、オーバーフローした場合は自然浸透となり、生活排水は公共下水道を利用することによって問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、必要がある場合は土留めをするということでございます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 211 番を 11 番委員，報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

番号 211 番を報告いたします。転用目的は、居宅 1 棟，駐車場 6 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、農地と集落の一角で、北側と東側が宅地，南側と西側が田でございました。申請地の管理状況は、きれいに除草管理されておりましたが、一部に砂利が敷いてあり，車が 2 台止まっておりました。申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可ができるものとなります。周辺農地への影響については、雨水は西側の水路に流し，生活排水は公共下水道を利用することによって問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号212番，213番を13番委員，報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号212番についてご報告いたします。転用目的は、建売住宅 2 棟，駐車場 6 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が畑，南側と東側が宅地，北側が宅地と農地に囲まれておりました。申請地の管理状況は、畑として利用し，きれいに管理されておりました。申請地の農地区分は、おおむね 300 メートル以内に鉄道の駅が存在する第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水は東側の U 字溝に流し，生活排水は合併浄化槽を設置することによって問題ないものと見てまいりました。土砂流出を防ぐために、北西に L 字擁壁を設置するそうです。

続いて、番号213番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲6区画、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側が鉄道、南側が田、北側が宅地と農地に囲まれておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の管理状況は、耕起がなされきれいに管理されておりました。周辺農地の影響については、雨水は道路反対側の水路に流し、生活排水対策は合併浄化槽を利用することで問題ないものと見てまいりました。また、土留め擁壁をするため、土砂の流出はないと思われまます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号214番、215番を16番委員、報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号214番を報告いたします。転用目的は太陽光発電パネルを設置するものです。申請地周辺の状況は、山林に囲まれている中山間地の農地の一角で、東側が雑種地、西側が畑と山林、南側が山林、北側が畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるもの見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水対策は自然浸透で処理することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号215番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱60本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側が田と宅地で、その他三方が田でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺の農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透で処理することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号216番を13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。216番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱54本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、東北自動車道の脇にある農地に囲まれた場所で、東側は河川と原野、西側が高速道路、南側と北側が畑でございました。申請地の管理状況は、牧草が刈り取られきれいに管理されておりました。申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号217番、番号218番を15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号217番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱56本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、農地と山林に囲まれた一角で、東側が畑と宅地、西側が田、南側が田と山林、北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理がされてきれいな状態でした。申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題はないものと見てまいりました。

続きまして、218番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱56本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた一角で、東側が畑、西側が畑と山林、南側が墓地、北側が田と畑でございます。申請地の管理状況は、申請地の南側半分は、除草管理されてきれいな状態でしたが、北側半分は雑木と雑草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるもの

と見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査を報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第52号番号208番から218番までの11か件と、関連する議案第50号番号288番から294番までの7か件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。23番委員。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号211番についてですが、一部砂利が敷かれていたと報告がありましたが、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらは、約30年前から申請者の先代が、申請地周辺の住民の方に駐車場として貸し、現在に至ったものです。申請者に確認をしたところ、駐車場代としての金銭の授受はございませんが、農地ということをご存じだったようです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

23番委員。

23番（佐々木渉委員）

23番です。貸されたのが30年前からで、金銭の授受もないとのことですが、駐車場として使っていたということであれば、何らかの処置が必要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

番号211番に関連して、ご意見ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。先代の方が農地を駐車場として使っていたとのことで、この譲渡人から顛末書の提出を求めていますとは私は思います。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、21番委員から、顛末書の提出を求めていますどうかというご意見がありま

した。これに関連してご意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、21番委員のご意見に対してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第52号番号208番から210番までと、番号212番から218番までの10か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号211番の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第52号番号208番から210番までと、番号212番から218番までの10か件について意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号211番の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第53号農地転用事業計画変更承認申請について、番号11番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第53号番号11番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第53号番号11番の1案件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第53号番号11番の1案件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後3時10分まで。

〔午後3時から午後3時10分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号722番から724番までの3案件について審議いたします。事務局の説明の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第54号番号722番から724番までの3案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第54号番号722番から724番までの3案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第54号番号722番から724番までの3案件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第55号非農地証明願について、番号7番から9番までの3案件について審

議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号7番を15番委員，報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号7番を報告いたします。申請地の状況は，宅地と農地に囲まれた一角で，居宅が建っている状況でございました。20年以上経過していることの証明となるものですが，固定資産税の課税台帳から，昭和58年9月から居宅として課税されていることを確認いたしましたので，20年以上経過しているものでございます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号8番，番号9番を14番委員，報告をお願いいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号8番を報告いたします。申請地の状況については，すでに居宅が建っており，庭としても使用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものですが，居宅が昭和52年に建てられたことが，全部事項証明書により確認が取れております。

続きまして，番号9番を報告いたします。申請地の状況ですが，先程の番号8番の申請地に入るための門道と，倉庫の一部として使用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものはございませんが，居宅に入るためには，申請地を使用しないと通れませんので，8番の申請地と同時期から使用されていたと推測されます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは議案第 55 号番号 7 番から 9 番までの 3 案件について、質疑を承りません。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 55 号番号 7 番から 9 番までの 3 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 55 号番号 7 番から 9 番までの 3 案件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の 8 協議事項に入ります。農政の協議（8）令和 5 年大崎市農作業標準賃金について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（8）令和 5 年大崎市農作業標準賃金については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（8）令和 5 年大崎市農作業標準賃金については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員から報告ならびに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

[連絡事項]

事務局（藤本将寛事務局次長）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，以上で本日の審議事項並びに協議事項については，すべて終了いたしました。長時間にわたりまして慎重審議を賜りまして，厚く御礼申し上げます。これで議長の座を降りさせていただきたいと思えます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして，令和4年度第9回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月26日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 ひろみ

委 員 中 鉢 守